

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果

所管行政庁(市)
【令和5年9月 11日現在】

【小学校等:小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造体力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	清水中学校体育館	福井県福井市島寺町2-55	中学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Is0=1.46 CTU・SD=0.73	-	-	耐震改修済
2	成和中学校体育館	福井県福井市城東3丁目10-1	中学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Is0=1.46 CTU・SD=0.62	-	-	耐震改修済

【体育館(一般公共の用に供されるもの、学校の体育館を除く。)]

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造体力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	福井市体育館	福井県福井市松本4丁目10-1	体育館(一般公共用)	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Is0=1.23 CTU・SD=0.76	-	-	耐震改修済

【百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造体力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	西武福井店新館A棟 (福井中央ビル)	福井県福井市中央1丁目9-20	物品販売業を営む店舗	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	Is/Is0=1.21 CTU・SD=0.67	-	-	耐震改修済
2	西武福井店新館B棟 (松島ビル)	福井県福井市中央1丁目9-20	物品販売業を営む店舗	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	Is/Is0=1.00 CTU・SD=0.49	-	-	耐震改修済

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果

【自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	サカエパーキング	福井県福井市中央1丁目906ほか	自動車の駐車のための施設	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる	-	-	耐震改修済

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果

[保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物(消防、警察庁舎を除く)]

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	福井市庁舎本館	福井県福井市大手3丁目10-1	庁舎	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	$I_s/I_{50}=1.40$ $C_{Tu} \cdot S_D=0.42$	-	-	
2	福井市庁舎別館	福井県福井市大手3丁目10-1	庁舎	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる	-	-	耐震改修済
3	福井市企業局庁舎	福井県福井市大手3丁目13-1	庁舎	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{50}=1.03$ $C_{Tu} \cdot S_D=0.63$	-	-	耐震改修済
4	福井県福井合同庁舎	福井県福井市松本3丁目16-10	庁舎	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる	-	-	耐震改修済 X方向
				(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{50}=1.5$ $C_{Tu} \cdot S_D=0.90$	-	-	耐震改修済 Y方向
5	福井県社会福祉センター	福井県福井市光陽2丁目3-22	庁舎	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{50}=1.45$ $C_{Tu} \cdot S_D=0.86$	-	-	耐震改修済

耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

附表

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)		$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.15$	左右以外の場合	1.0 I_s/I_{so} かつ 0.3 $C_T \cdot S_D$ 1.25 1.25 < $C_T \cdot S_D$
(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	1.0 I_s/I_{so} かつ 0.3 $Z \cdot G \cdot U$ $C_{TU} \cdot S_D$
(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	1.0 I_s/I_{so} かつ 0.25 $Z \cdot G \cdot U$ $C_T \cdot S_D$
(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	1.0 I_s/I_{so} かつ 0.25 $Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$ $C_{TU} \cdot S_D$
(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)		$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	0.6 I_s かつ 1.0 q
建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		-	-	確認できる

- . 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- . 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- . 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

() 震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

() 「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載の I_s/I_{so} に用いる I_{so} は0.6で算定

Z (地域指標) = 1.0(建築基準法施行令による)、 R_t (振動特性係数) = 1.0、 G (地盤指標) = 1.0(公表対象すべて、がけ地や軟弱地でないため)、 U (用途指標) = 1.0